

きこりん からのお知らせ

《子ども・子育て支援推進事業》

令和7年度子ども・子育て支援推進事業のうち、下記事業は認定を受けていても請求書を提出しなければ助成金は支払われません。これらの事業※の請求は4月10日(金)までに提出してください。

※令和7年度の認定を受けている方には、認定通知書と該当する請求書を送付済ですのでご確認ください。

【請求書の提出が必要な事業】

- ・産後健康診査等充実事業
- ・インフルエンザ予防接種費用一部助成事業
- ・ファミリー・サポート・センター利用助成及び病後児預かり助成事業
- ・高校生等通学定期代助成事業(電車・バス)
- ・入園・入学・進学等支援事業(高等学校等卒業者のみ)
- ・不妊検査・不妊治療助成事業
- ・不育治療助成事業



※事業により必要な添付書類がありますので、詳しくは手引をご確認ください。

※3月末時点で交付要件(税金などの滞納をしていないこと)を満たしていないと助成を受けることができません。納付のお忘れがないようご注意ください。

《子ども・子育て会議委員募集について》

町では、子ども・子育て支援に関する施策を計画的に進めていくために話し合いを行う「子ども・子育て会議」の委員を募集します。子ども・子育て施策に関心のある方の応募をお待ちしています。

【応募資格】

- ・町内在住で、18歳未満の子どもがいる保護者
- ・年1～2回、平日夕方に開催される「奥多摩町子ども・子育て会議」に出席できる方

【募集人数】2名

【任期】2年(令和8年4月1日～令和10年3月31日まで)

【応募方法】

3月27日(金)までに、「町の子育て支援に関する意見(400字程度)」などについて、次の①、②いずれかの方法で応募してください。

①所定の応募用紙(子ども家庭支援センター、役場住民課窓口設置、または奥多摩町ホームページからダウンロード)に記入のうえ、子ども家庭支援センター、役場住民課窓口に持参または郵送。

②下記の2次元コードにアクセスし、必要事項を入力のうえ送信。

※応募内容をもとに選考します。

